

○一関工業高等専門学校毒物及び劇物取扱規則

(平成10年8月25日制定)

(目的)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号、以下「法」という。）に規定する毒物及び劇物（以下「毒・劇物」という。）の適正な管理を行うことを目的とする。

(管理責任者等)

第2条 本校における管理体制を明確にし、毒・劇物を適正に管理させるため、各系及び領域等に毒・劇物管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び毒・劇物管理補助者（以下「管理補助者」という。）を置く。

2 管理責任者及び管理補助者は別表のとおりとし、命免は、校長が別紙様式1に定める毒・劇物管理職員命免簿により行う。

(管理責任者等の責務)

第3条 管理責任者は、毒・劇物に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 毒・劇物の保管・管理、使用、廃棄等の適正を期すための必要な措置をとる。
- 二 地震、火災等の災害時における毒・劇物による二次災害の防止に必要な措置をとる。

2 管理補助者は、管理責任者の指示によりその業務を補助する。

(保管方法等)

第4条 管理責任者は、盗難、紛失、飛散等による事故を防止するため、毒・劇物を一般薬品と区分し、金属製ロッカー等堅固な専用の保管庫に施錠して保管しなければならない。この鍵は管理責任者又は管理補助者が保管するものとする。また、保管庫には、転倒・落下・接触等による破損防止のための措置をしなければならない。

2 管理責任者は、毒・劇物の保管庫を設置してある場所及び薬品名を、本校の職員健康安全管理規則に定める安全管理者に届け出るものとする。

(毒・劇物の表示)

第5条 管理責任者は、毒・劇物の専用保管庫、容器及び被包には、「医薬用外」の文字並びに毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(使用簿等の整備)

第6条 管理責任者は、毒・劇物の品目毎に別紙様式2に定める毒物等使用簿を備え、常に毒・劇物の購入、使用、在庫状況を明らかにしておかななければならない。

2 管理責任者は、毒・劇物を適正に管理するため、年1回、在庫の点検を実施し、毒物等使用簿と照合のうえ、盗難又は紛失がないか確認しなければならない。

(廃棄)

第7条 管理責任者は、使用見込みのない毒・劇物については、速やかに廃棄しなければならない。この場合、専門の処理業者に委託する等により適切に処理しなければならない。

(事故等の際の措置)

第8条 毒・劇物の使用者は、その管理に係る毒・劇物が容器の破損又は災害等により飛散し、流出、発火、爆発等の異常事態が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止措置策をとり管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告を受けた場合、直ちに異常事態を確認のうえ、校長に報告しなければならない。

3 管理責任者は、地震等の災害が発生した場合、速やかに毒・劇物の点検を行い、異常事態が確認された場合は、前2項に準じて処理するものとする。

4 管理責任者は、毒・劇物が盗難に遭い又は紛失したときは、直ちにその旨を校長に届け出て、校長の指示を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成10年8月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月19日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表

管理責任者及び管理補助者

管理部署	管理責任者	管理補助者
機械・知能系	系長	管理責任者が指名した者
電気・電子系	系長	〃
情報・ソフトウェア系	系長	〃
化学・バイオ系	系長	〃
総合科学人文社会領域	総合科学人文社会領域長	〃
総合科学自然科学領域	総合科学自然科学領域長	〃
事務部	総務課長	契約係長
技術室	技術室長	技術長

